

佐賀県告示第 245 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 30 条の規定により、家畜伝染病のまん延を防止するための消毒を次のとおり実施するよう命ずる。

令和 7 年 11 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

2 実施の区域

県内全域の家きんを飼養している農場

3 実施の期日

令和 7 年 11 月 25 日から同年 12 月 31 日まで

4 消毒方法

消石灰の農場内（家きん舎周囲及び農場外縁部）散布